

10月30日公開文書英訳

- ① 2024年10月30日 情報公開通知 C N R J フリン氏より吳東正彦宛  
一部非公開 b 3 A 外国基地配備の軍関係者個人の特定できる情報  
b 5 法によって利用できない行政機関間のメモ、手紙等  
b 6 公開すると個人のプライバシーを侵害する情報
- ② 2023年3月30日 3月3日の・・・氏のレターの第1次承認（基地司令官？）  
米海軍横須賀基地排水処理施設の排水中のP F A S検出についての司令部調査報告書  
下記の調査担当士官のこの事件についての事実、意見、勧告に同意する。  
この調査は、米海軍横須賀基地の11の泡消火剤の施設を調査し、全ての施設で良好に維持管理され、上記期間内に漏洩や排出の記録はないので、調査担当士官の、この調査原因となった異常に高いP F A Sは、いかなる米海軍横須賀基地の泡消火剤施設の漏洩や、急性の事象によるものでもないという見解に同意する。  
この調査結果に基づいて、2022年11月1日に、私は12の活性炭フィルターを排水処理施設に設置した。それ以来排水はJ E G Sの基準以下であり、活性炭フィルターは、成果を挙げている。
- ③ 2024年3月14日 3月3日の・・・氏のレターの最終承認（C N R J ?） 調査報告書のこの事件についての事実、意見、勧告に同意する。  
米海軍横須賀基地に1-6までの勧告を実施し、実現されたか、2023年10月3日まで延長を求めるか、報告を命ずる。  
このメモで調査は終了する。一定期間保存され、期間後には廃棄される。

2023年3月3日

・・・氏より、米海軍横須賀基地司令官宛

米海軍横須賀基地排水処理施設の排水中のPFA検出についての司令部調査報告書(7)

参照 JAGSNST5800.7G

添付資料

- (1) 貴官の2022年7月8日付手紙 5800SerN00J/379
- (2) 貴官の2022年7月8日付手紙 5800SerN00J/379
- (3) 2020年4月の国防省の議会宛軍事施設のPFAに関する報告書
- (4) 2016年11月の環境保護庁のファクトシート 800-F-16-003
- (5) 2022年4月28日の環境保護庁のPFAに関する説明資料記事
- (6) 日本の環境省の2013年4月の(PFAに関する)発表資料
- (7) 2022年4月の国防省、在日米軍の日本環境管理基準(JEGS)
- (8) 2021年10月のワシントンDCの米海軍作戦部長の指令131854Z  
(NAVADMIN227/21) 泡消火剤使用と漏洩についての対応と報告
- (9) 後記f(横須賀基地公共工事部士官)の2022年7月6日付手紙
- (10) 後記a(横須賀基地消防局副局長)の2022年11月21日付事情聴取要約書
- (11) 後記d(横須賀基地FSCM/FMFS課長)の2022年11月28日付事情  
聴取要約書
- (12) 後記b(横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャー)の2022年11  
月21日付事情聴取要約書
- (13) 後記c(横須賀基地管逆流防止プログラムマネージャー)2022年11月21  
日付事情聴取要約書
- (14) 後記e(横須賀基地公共工事部環境課コンプライアンス長)の2022年11月  
28日付事情聴取要約書
- (15) 2022年7月30日付メモ(排水処理施設のPFAの事実経過表)
- (16) 2022年6月28日付米海軍横須賀基地から在日米軍宛Eメール
- (17) 米海軍横須賀基地排水処理施設のサンプリング場所と結果の概要

## 序 言

- 1、添付資料1・2、参照資料aに基づき、2022年2月から7月22日までの米海軍横須賀基地排水処理施設の排水中のPFA検出にかかる事実と背景についての司令部調査が実施された。全員の聞き取りが完全に実施され、期間延長要求もされなかった。
- 2、2022年5月の日本の海域への米海軍横須賀基地排水処理施設からの排水が、国防省のJEGS（日本環境管理基準）の規制するPFAの報告最低基準の50ナノグラム／リットルを超えていた。

この調査の結果、2022年2月から7月22日まで、横須賀基地排水処理施設の排水中のPFA検出の原因となる米海軍横須賀基地の漏洩や急性の事象の報告や証拠はないことが明らかとなった。

さらにこの調査の結果、排水処理施設の排水中のPFA検出の原因は、米海軍横須賀基地の陸上の泡消火剤施設に求めることはできないことが明らかとなった。

- 3、以下の要員が、調査対象となった。

- a . . . . 横須賀基地消防局副局長
- b . . . . 横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャー
- c . . . . 横須賀基地管逆流防止プログラムマネージャー
- d . . . . 横須賀基地FSCM/FMFS課長
- e . . . . 横須賀基地公共工事部環境課コンプライアンス長
- f . . . . 横須賀基地公共工事部士官

- 4、全ての個人情報法の規定は遵守されている。社会保障番号は提出取得されていない。

## 明らかになった事実

- 1、PFOSとPFOAは、包括的に有機フッ素化合物と呼ばれる物質の2つの特別な種類である。（添付資料3）
- 2、歴史的に、PFAについての連邦政府の規則は、環境保護庁に、PFAの使用につき、健康上の助言と注意の要求を求め、大幅に制限してきた。（添付資料4）
- 3、有機フッ素化合物には、数千種類があり、様々な消費用、商業用、工業用生産物に使われてきた。（添付資料5）
- 4、これらの化合物は歴史的に、熱、さび、水、油への耐性があるため、いくつかの家庭

用製品、服、絨毯、調理具などに広く使用されてきた。（添付資料 5）

5、2010年4月1日、日本政府は、PFOsを、化学物質の評価と製造規制法により第1種の化学物質に指定し、許される取り扱いと廃棄方法を定めた。（添付資料 6）

6、〔非公開 b5 法によって利用できない行政機関間のメモ、手紙等〕

7、2022年のJEGS（日本環境管理基準）は、PFASの合計濃度が50ナノグラム／リットルを超える漏洩は漏洩として報告すべきことを求めている。（添付資料 7）

8、泡消化剤（FFF）はPFASを含み、米海軍により、石油による火災の防火剤として使用されている。（添付資料 3）

9、国防省、米海軍の入港中の艦船は、周辺環境への放出を防止するため、泡消化剤の使用は緊急事態への対応のみに限り、陸上のテストや訓練のためには使用されていない。（添付資料 3・8）

10、米海軍横須賀基地の公共工事部では、泡消化剤施設は、以下の

〔非公開 b3A 外国基地配備の軍関係者個人の特定できる情報

b5 法によって利用できない行政機関間のメモ、手紙等

b6 公開すると個人のプライバシーを侵害する情報〕に設置されている。

a . . .      b . . .      c . . .

c . . .      d . . .      e . . .

f . . .      g . . .      h . . .

i . . .      j . . .

11、全ての施設は、検査と点検を繰り返す保守契約の元にある。（添付資料 8）

12、〔非公開 b3A b5 b6〕（添付資料 9）

13、〔非公開 b3A b5 b6〕（添付資料 9）

14、b氏は、横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャーであり、2022年の2月から7月までもその地位にあった。（添付資料12）

15、〔非公開 b3A b5 b6〕（添付資料12）

16、この泡消火剤タンクから約7フィートの場所に、排水処理施設の排水系統に通じる出入用の蓋があった。（添付資料12）

17、b氏によると、2022年3月にC1の日本の契約会社が泡消火剤タンクの点検作業を行い、その中にあった泡消火剤を詰めた袋を、破ってしまった。（添付資料12）

18、b氏は、泡消火剤を詰めた袋を、破ったことにより、泡消火剤溶液が、周辺環境や排水処理施設の排水系統に排出されたかは、認識できなかった。（添付資料12）

19、自動車管理センターの泡消火剤施設は、近年何の目的にも使用されていなかった。（添付資料12）

20、a氏は、横須賀基地消防局副所長である。（添付資料10）

21、a氏は、泡消火剤は、〔非公開 b3A b6 b5〕に貯蔵され管理されていることを確認している。（添付資料10）

22、消防車は、泡消火剤溶液を運搬する能力はある。しかし、米海軍横須賀基地では、泡消火剤溶液は、消防車や可動式装置に泡消火剤溶液は貯蔵されていない。（添付資料10）

23、泡消火剤は、米海軍横須賀基地のどこにおいても、消防局では実際の使用でも、訓練でも使用されたことがない。（添付資料10）

24、・・・消防署に貯蔵された泡消火剤は、周辺環境に放出されたことはなく、貯蔵施設は良好な点検を受けた状態にある。

25、c 氏は横須賀基地 公共工事部 製造課（P R Y 3）の管逆流防止プログラムマネージャーである。（添付資料 13）

26、c 氏は、自分の任務は、基地の飲料水の安全を守ることと理解している。（添付資料 13）

27、基地には、排水処理施設への排水系統と、飲料水の系統が、交差接続する部分があり、2つの入水チェック弁と、1つの安全弁がある。（添付資料 13）

28、c 氏の意見によれば、P F O S や P F O A が、交差接続する部分により、飲料水の系統から、排水処理施設に流入することは、殆どありえないとのことである。  
(添付資料 13)

29、米海軍横須賀基地の・・基の陸上の泡消火剤貯蔵施設の再三の検査点検期間中に、その漏洩や排出が、報告されたり、発見されたことはない。（添付資料 9・10・11・12・13・14・15・16）

30、2022年3月25日、施設保守契約会社員が、排水処理施設のプラントAの窒素化合物タンクからの排水から、多量の、こわれない泡を、発見した。（添付資料 15）

31、これに続いて、この著しく多量の、こわれない泡は以下の日にも発生した。

- a 2022年3月25・28・30日
- b 2022年4月4・5・7・8・10・11・12日
- c 2022年5月12日（添付資料 15）

32、2022年4月13日に、施設保守契約会社は、排水処理施設のプラントAの窒素化合物タンクからの泡排水と、施設内の数カ所の排水のサンプルを採取した。（添付資料 15）

33、公共工事部は、施設保守契約会社が排水のサンプルを採取したことを知らなかっ  
た。（添付資料 15・16）

3 4、2022年5月2日、サンプルの検査結果が施設保守契約会社に届き、プラントAのPFOSとPFOAの合計濃度が50ナノグラム／リットルを超えていた。（添付資料16）

3 5、2022年5月5日、公共工事部は、施設保守契約会社から、プラントAのPFOSとPFOAの合計濃度が50ナノグラム／リットルを超えていた報告を受けた。（添付資料16）

3 6、公共工事部は、施設保守契約会社の採取場所と結果を、米国政府の承認する採取場所と採取方法を用いていなかったため、承認しなかった。（添付資料16）

3 7、公共工事部は、環境保護庁の承認する採取方法と採取場所による、プラントAとCの流入口と排出口の排水の再採取と検査を、命令した。（添付資料16）

3 8、公共工事部は、2022年5月9日と6月6日に、排水処理施設の流入口と排出口の排水の検査を実施した。（添付資料15・16・17）

3 9、予備的な検査結果は2022年6月27日に、最終的な検査結果は、6月29日に到着した。（添付資料15）

4 0、2022年5月9日の検査結果は以下のとおりであった。

- a プラントAの流入口排水の検査結果は、PFOSが19ng/l、PFOAは検出されず。
- b プラントAの排出口排水の検査結果は、PFOSが100ng/l、PFOAは12ng/l
- c プラントCの流入口排水の検査結果は、PFOSもPFOAも検出されず。
- b プラントCの排出口排水の検査結果は、PFOSが30ng/l、PFOAは27ng/l

（添付資料16）

4 1、2022年5月9日の検査結果は、2ヶ所の排出口排水は50ナノグラム／リットルを超えていたが、2ヶ所の流入口排水は超えていなかった。（添付資料16・17）

4 2、2022年6月6日の検査結果は以下のとおりであった。

- a プラントAの流入口排水の検査結果は、PFOSが15ng/l、PFOAは検出されず。

- b プラント A の排出口排水の検査結果は、PFOSが97ng/l、PFOAは15ng/l
  - c プラント C の流入口排水の検査結果は、PFOSが17ng/l、PFOAは検出されず。
  - b プラント C の排出口排水の検査結果は、PFOSが48ng/l、PFOAは35ng/l
- (添付資料 1 7 )

### 意 見

- 1、2022年2月から7月22日までに排水処理施設からPFAが検出されたことは米海軍横須賀基地のいかなる急性の事故によるものでもない。
- 2、排水処理施設のPFA検出の原因を、米海軍横須賀基地の陸上の泡消火剤貯蔵施設に求めることはできない。
- 3、この排水処理施設のPFA検出の潜在的出所について4つの競合する仮説がある。
  - a 訓練、又は緊急事態による漏洩
  - b プラントまたはリフトステーションの検査による漏洩
  - c 陸上の施設の瑕疵の見落とし
  - d 家庭用製品の低レベルのPFAの蓄積。
- 4、2022年2月から7月22日の間に訓練や緊急事態による排水への泡消火剤の漏洩はなかった。
- 5、プラントまたはリフトステーションの検査は、定期的な作業過程である。これらの検査の中で漏洩が起こる潜在的可能性はある。しかし2022年2月から7月22日までの間に訓練や緊急事態による排水への泡消火剤の漏洩はなかった。
- 6、2022年3月の契約会社の自動車整備センターに隣接した泡消火剤を入れた袋を破ったことが、5月9日の基準超過のPFAの原因である可能性は極めて少ない。
- 7、泡消火剤を詰めた袋を破ったことにより、泡消火剤が周辺環境に放出されたことを示す証拠はない。
- 8、もし、泡消火剤が泡消火剤を詰めた袋を破ったことにより、周辺環境に放出されたとしても、それが排水処理施設の排水系統に流入したことを見示す証拠はない。  
このことが起きるためには、溶液が7フィート離れた排水系統にたどり着き、流入を防ぐための出入用の蓋を通過浸入しなければならない。
- 9、さらに泡消火剤を詰めた袋を破ったことは、影響が減衰されて5月9日採取のサンプルの原因とはなりにくい。このサンプルはこの事故後1ヶ月以上後に採取されている。
- 10、2022年4月13日の施設保守契約会社のサンプル調査は、米国政府の承認する

方法で行われず、公共工事部の許可もなく行われたため、信用性がない。

11、P F A S 製品が世界中で家庭用品に使用されなくなった歴史から、家庭用品中の低レベルのP F A S の蓄積が、この基準超過の原因である可能性はある。日本の家庭用品にも低レベルのP F A S が含まれていることからすると、この原因は基地内の家庭用品に限られない。

### 勧 告

- 1、陸上の泡消火剤施設の監視を継続すべきである。
- 2、逆流防止と点検の追求を継続すべきである。
- 3、P F A S の潜在的危険性について、基地全体の教育を継続すべきである。
- 4、全てのリフトステーションの検査を継続し、いかなる変化も、可能性のある汚染原因も特定すべきである。
- 5、駐車施設で水による消火装置が泡消火剤と交換可能か、施設の規則を検討して、実施すべきである。
- 6、排水処理施設のP F A S 対策を、政府から支給される活性炭フィルターと、保守会社によって継続実施すべきである。

米海軍厚木基地司令官

④一添付資料 9

2022年7月6日

- 1) 2022年7月6日付f（横須賀基地公共工事部士官）による報告書（全部黒塗り）
- 2) 2022年7月6日付f（横須賀基地公共工事部士官）による報告書

陸上の排水処理施設のPFA Sについての調査

1、米海軍横須賀基地には、10基の陸上の固定式の泡消火剤施設がある。

★a 黒塗り

b 2021年1月頃、全ての施設は、契約会社によって点検検査された。契約会社は今後の『軍事用泡消火剤の交換後の対策』契約のため、各施設の立地条件や要請を確認する事前調査を行っていた。

c 2021年4月頃、全ての施設は、公共工事部環境課によって点検検査された。公共工事部は、泡消火剤供給用の地下消防水タンクの確認を事前調査した。

★ 消防水タンクのPFA Sサンプリング検査は2021年9月に行われた。その結果全ての施設でタンク内の水は50ナノグラム／リットルを超えていた。

各施設でタンク外への漏洩を示すものはなかった。この調査結果により、2022年会計年度の予算で、国防兵站局の危険物質取扱契約により、PFA Sで汚染された消防水タンクの水をくみ出し、廃棄する取り組みをすることとなった。

★d 2022年5月頃、公共工事局は、国防兵站局の指定する危険物質である消防水タンクの水のくみ出し計画を企画し、5つの施設でタンクの水のくみ出しを実施した。

・ 施設には、消防水用タンクはなかった。

・ 施設には、2022年5月9日の再サンプリングでPFA Sを含む水は貯蔵していないことが確認されていた。

くみ出し計画は延期され、量的に再調整された。

2022年6月28日から7月6日まで、公共工事部は、・・と・・施設のくみ出し作業に成功した。

・ 施設は国防兵站局契約会社の都合で、2022年8月に作業が計画されている。

2022年5月にくみ出し作業の行われた5つの施設では、2022年会計年度に

★ くみ出し量の是正と、自動車保管施設からの隔離をした上で再度作業が実施される。

e 2022年7月から10までの間に、契約会社は、『軍事用泡消火剤の交換後の対策』契約を実施する予定である。この契約で求められているとおり、泡消火剤のタンクと泡消火剤を詰めた袋は補修される。

f 泡消火剤施設は機械的なスペースの中に設置され、排水施設への排水管はない。

再三の検査や定期点検中に漏洩や排出が報告されたり、確認されたことはない。

消防設備は、事故防止管理契約により管理されている。

g 公共工事局の排水管理計画は、22の排水のリフトステーション（下水ポンプ場）での定期的点検検査と、水質検査を求めている。これらの水質検査で異常な泡が報告されたことはない。

2、米海軍横須賀基地には、4基の陸上の移動式の泡消火剤施設があり、本基地の~~…~~によって使用されている。これらの施設は、2022年7月から10月までに『軍事用泡消火剤の交換後の対策』が実施される予定である。これらにつき漏洩は報告されていない。これらの使用、貯蔵及び点検作業については、私は知らない。

#### 勧告

[非公開 b3A b6 b5]

④一添付資料 10

2023年1月19日

a（横須賀基地消防局副局長）の2022年11月21日付事情聴取要約書

2022年11月21日12時-13時 消防局 号室にて

aは、以下が、2022年11月21日・から私に行われた事情聴取の正しい、正確な要約であることを、証明します。

- 1、aは、米海軍横須賀基地の消防局副局長です。
- 2、消防局副局長であるaは、泡消火剤は、〔非公開 b 3 A b 6 b 5〕に貯蔵され管理されていることを確認しています。
- 3、消防車は、泡消火剤溶液を運搬する能力はあります。しかし、米海軍横須賀基地では泡消火剤溶液は、消防車や可動式装置に泡消火剤溶液は貯蔵されていません。
- 4、泡消火剤は、米海軍横須賀基地のどこにおいても、消防局では実際の使用でも、訓練★でも使用されたことありません。（いつ？過去は。）
- 5、消防局の〔非公開 b 3 A b 6 b 5〕に貯蔵された泡消火剤は、周辺環境に放出されたことはなく、貯蔵施設は良好な点検を受けた状態にあります。

a 横須賀基地消防局副局長

④一添付資料 1 1

2023年1月4日

d（横須賀基地FSCM/FMFS課長）の2022年11月28日付事情聴取要約書

2022年11月28日10時－11時 横須賀基地住民施設ビル224号室にて

私は、以下が、2022年11月28日・から私に行われた事情聴取の正しい、正確な要約であることを、証明します。

- 1、dは、排水処理施設とその稼働状況については、一般的な知識しかありません。
- 2、dは、陸上の泡消火剤の由来は、〔非公開 b3A b6 b5〕であることを確認しています。
- 3、dは、2022年5月19日から6月29日までの間に、排水処理施設で、黒い、油★っぽい廃棄物を確認しました。その日付は正確に覚えておらず、場所は排水処理施設の貯蔵タンクAとCでした。
- 4、dは、どうやって泡消火剤または油っぽい廃棄物が排水処理施設に入ったか、2022年3月の最初の検出の具体的にどれくらい前から入っていたかはわかりません。

d（横須賀基地FSCM/FMFS課長）

④一添付資料 1 2

2023年1月19日

b（横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャー）の2022年11月21日付

事情聴取要約書

2022年11月21日13時－14時 横須賀基地〔非公開の場所〕にて

私は、以下が、2022年11月21日・から私に行われた事情聴取の正しい、正確な要約であることを、証明します。

- 1、bは、横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャーです。
- 2、小さな泡消火剤のタンクが〔非公開の建物→自動車管理センター〕のすぐ外で、隣接した場所にあります。
- 3、この泡消火剤タンクから約7フィートの場所に排水処理施設の排水系統に通じる出入用の蓋があります。
- 4、2022年3月にC1の日本の契約会社が泡消火剤タンクの点検作業を行い、その★中にあった泡消火剤を詰めた袋を、破ってしまいました。
- 5、bは、その報告を受けなかったため、泡消火剤を詰めた袋を破ったことにより、泡消火剤溶液が、周辺環境や排水処理施設の排水系統に排出されたかは、わかりません。
- 6、bは、〔非公開の建物・自動車管理センター〕の泡消火剤施設は、近年何の目的にも使用されていなかったことは確かです。

b（横須賀基地購買部自動車管理センターマネージャー）

④一添付資料 1 3

2023年1月4日

c (横須賀基地管逆流防止プログラムマネージャー) の2022年11月21日付事情

聴取要約書

2022年11月21日13時－14時 横須賀基地〔非公開の場所〕にて

私は、以下が、2022年11月21日・から私に行われた事情聴取の正しい、正確な要約であることを、証明します。

- 1、cは管逆流防止プログラムの責任者ですが、排水処理施設の稼働の詳細はわかりません。
- 2、cは、自分の任務は、基地の飲料水の安全を守ることと理解しています。
- 3、基地には、排水処理施設への排水系統と、飲料水の系統が、交差接続する部分があり2つの入水チェック弁と、1つの安全弁があります。
- 4、cの訓練や経験による意見によれば、PFOSやPFOAが交差接続する部分により飲料水の系統から、排水処理施設に流入することは、殆どありえません。
- 5、cは予定された通常の配置転換のため、この要約書に署名することができません。

④一添付資料 1 4

2023年1月14日

e（横須賀基地公共工事部環境課コンプライアンス長）の2022年11月28日付事  
情聴取要約書

2022年11月21日13時－14時 横須賀基地〔非公開の場所〕にて

私eは、以下が、2022年11月21日・から私に行われた事情聴取の正しい、正確な要約であることを、証明します。

- 1、eは、前回2022年7月に事情聴取を受けてから、排水処理施設のPFOS/PFOAの検出につき、新しい情報はないと述べました。
- 2、排水処理施設の排水から、多量の泡が発見されたのは2022年3月25日のことでした。
- 3、この多量の泡が発見された最初のものは3月30日頃に、米国のテスト方法に基づかず、契約会社によって行われました。
- 4、最初の金属と油分の試験結果は検出されませんでしたが、続いて行われたPFOS/PFOA試験結果は、それらが検出されました。
- 5、2022年4月8日に、米海軍は、採取試験を行い、その結果はPFOS/PFOAが検出されました。米海軍は、プラントAとCの流入口と排出口の排水を採取し、また時折それらの貯蔵タンクからも採取しました。
- 6、2022年7月、多量の泡が、リフトステーションから検出され、汚染は排水路内の★排水に存在することが明らかとなりましたが、その由来は不明で特定されていません。
- 7、より詳細な試験回数と結果については、本件についてのマイクロソフトのチームズの★グループの情報を参照して下さい。

e（横須賀基地公共工事部環境課コンプライアンス長）

2022年6月30日

メモランダム

米海軍横須賀基地公共工事部 . . .

排水処理施設内のP F A S問題の事実経過表

- 2月19日 排水処理施設の施設保守契約会社社員が、プラントAの窒素化合タンク内に多量の泡を発見した。
- 3月25日 施設保守契約会社社員が、多量の泡とともに、油っぽい臭いと泡が割れにくいのを発見した。施設保守契約会社は、これにつき、金属と油分の検査を実施した。  
(公共工事部も既知) プラントCの多量の泡の上皮と油の固まりの発見は、毎日の上乗せの清掃作業やその他の稼働上の対策を必要とした。
- 3月28日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 3月30日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月3日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月4日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月5日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月7日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月8日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。契約会社が、リフトステーションB 1・B 4と貯蔵タンクの油分の検査をした。(公共工事部も既知)
- 4月11日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月12日 契約会社社員が、多量の泡を確認した。
- 4月13日 契約会社が、P F A Sの検査をしたが、公共工事部には知らせなかった。
- 4月17日-5月16日 契約会社が、毎年のリフトステーションの清掃作業を行い、全てのリフトステーションや貯蔵タンクから金属を含む油分、油っぽい廃棄物、上膜を除去した。
- 5月2日 契約会社が、P F A Sの検査結果を受け取った。
- 5月4日 公共工事部が契約会社の多量の泡が継続している状況報告書を受け取り、4月13日に契約会社が公共工事部への通知も承認もなく環境保護庁の方法によらない行ったP F A Sの採取検査結果の提供を受けた。
- 5月9日 米海軍施設部がプラントAとCの入口、出口の排水採取検査を行った。
- 5月12日 契約会社社員が、多量の泡を確認し、報告した。
- 6月1日 契約会社がバキューム車でプラントCの多量の油の固まりを除去した。

6月2・3日 公共工事部がプラントAとCの入口、出口とリフトステーションの排水の  
金属性、動物性油分の採取検査を行った。

6月27日 米海軍施設部が5月9日の検査の予備的検査機関の検査結果を受け取った。

6月28日 米海軍日本地域司令部 N45が、在日米軍に検査結果を伝えた。在日米軍  
は非公式にそれを通知した。

6月29日 米海軍施設部が5月9日の検査の最終的検査機関の検査結果を受け取った。

7月6日 米海軍施設部がプラントAとCの入口、出口の排水採取検査を行った。

7月14日 米海軍施設部が7月6日の検査の最終的検査機関の検査結果を受け取った。

7月 契約会社社員が、多量の泡を確認した。リフトステーションBの検査からは  
なにも泡などの異常は非公式に振ってみても発見されなかった。

7月29日 米海軍日本地域司令部は、米国政府から供給される活性炭フィルターと、契  
約会社の措置により排水処理施設のPFA対策を開始することを決定した。

④一添付資料 1 6

2022年7月7日

『日本環境基準（J E G S）を超える危険物質P F A Sの漏出』について

AからBへ

・・・は情報将校として勤務しているが、港湾統制部をアシスタントにして下さい。以下のスタッフの列記の意味、調査の範囲を限定するのに役立つかはわからないが、これが最初の報告書です。

元のメッセージ

2022年6月28日

BからAへ

Ccc 16名

『日本環境基準（J E G S）を超える危険物質P F A Sの漏出』

米海軍横須賀基地排水処理施設から日本の海域に排出排水が、プラントAとCの両方でJ E G S（日本環境管理基準）の規制するP F A Sの最低基準の50ナノグラム／リットルを超えていた。排水は5月9日に採取され、6月27日に結果が到着した。米海軍横須賀基地公共工事部環境課は、極東の米海軍施設部、在日米軍司令部とともにP F A S汚染の原因を調査し、要求される日本政府へ報告する。追加の採取調査が、このP F A S汚染のレベルが一時的なものか、継続的なものかを確定するため実施される。

詳細

- 1、危険物質P F A Sの漏洩についての海軍の規則
- 2、施設概要と場所 米海軍横須賀基地排水処理施設
- 3、事件分類 50ナノグラム／リットルを超えるP F A Sの漏洩
- 4、事件の日時 2022年5月9日
- 5、事件の記載

6月27日 米海軍施設部が5月9日の検査の予備的検査機関の検査結果を受け取り

2ヶ所の出口排水で基準を超え、入口排水で、超えていなかった。

6月24日 日本地域米海軍の担当者が公共工事部の担当者と排水処理施設プラントA Cを検分したが、異常な泡は見られなかった。

6月21日 公共工事部の担当者らが排水処理施設を検分したが、異常な泡は見られなかった。

5月9日 極東米海軍施設部の検査機関がプラントAとCの入口、出口の排水採取検査を行った。

5月6日 公共工事部の担当者らが排水処理施設を検査したが、異常な泡は見られなかった。日本地域の担当者と、採取場所を調整した。

5月5日 公共工事部が、KTRからプラントAでPFAASが基準超過していることを知らされる。公共工事部はこの結果を承認せず、海軍による承認された方法と場所による再調査を命令する。

4月13日 排水処理施設の契約会社が異常な泡の検査をする。1つの方法として、KTRは排水処理施設のプラントAの数カ所の窒素化合物タンクの泡と、排出水を採取した。しかし公共工事部はこの採取を知らなかった。

## 2022年5月9日の採取結果

プラントAの流入口排水の検査結果は、PFOSが19ng/l、PFOAは検出されず。

プラントAの排出口排水の検査結果は、PFOSが100ng/l、PFOAは12ng/l

プラントCの流入口排水の検査結果は、PFOSもPFOAも検出されず。

プラントCの排出口排水の検査結果は、PFOSが30ng/l、PFOAは27ng/l

## 取るべき行動

- ・米海軍横須賀基地公共工事部は、日本地域米海軍と、在日米軍に、東京湾への汚染超過の排水につき報告する。
- ・米海軍横須賀基地は、報告書で危険物質の漏洩につき報告する。
- ・KTRに、採取検査は公共工事へ事前の通知が必要であることを伝える。
- ・他の異常を示す兆候があったら、PFAASの検査を再度実施する。5月22日以来、泡等は元に戻った。
- ・再度異常な泡が発生したら、公共工事部への緊急通知、原因調査等の手続を確立する。
- ・排水前の出口排水の濃度を下げるため、排水処理施設の処理水を再循環させる等の代替措置を調整する。活性炭フィルターのPFAAS濃度低下能力を確認する。
- ・広報には、連絡した。
- ・発見日 5月4日
- ・軍務への影響 なし。
- ・報道機関の関心 日本政府に通知された後に十分ありうる。

④一添付資料 17

2022年7月22日

米海軍横須賀基地排水処理施設のサンプリング場所と結果の概要

プラントAの流入口排水

5月9日 PFOSが19ng/l、PFOAは検出されず。

7月6日 PFOSが15ng/l、PFOAは検出されず。

プラントAの排出口排水

5月9日 PFOSが100ng/l、PFOAは12ng/l

7月6日 PFOSが96ng/l、PFOAは15ng/l

プラントCの流入口排水

5月9日 PFOSもPFOAも検出されず。

7月6日 PFOSは17ng/l PFOAは検出されず

プラントCの排出口排水

5月9日 PFOSが30ng/l、PFOAは27ng/l

7月6日 PFOSは48ng/l PFOAは45ng/l